第三十六条中「特定社債管理者」の下に「、特定社債管理補助者」を、「、社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、同条の表担信法第三十一条の項を次のように改める。

担信法第三十一条	会社法第七百十七条第二項	資産の流動化に関する法律第百二十九条第二項において準用する会社法第七百十七条第二項
	第七百十四条の七	資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の七

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

第五十七条を次のように改める。

（書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五十七条　法第二百四十五条第二項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において法第二百四十五条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の書面による議決権の行使について会社法第三百十一条第三項から第五項まで及び第三百十二条第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十一条第三項	株式会社本店	受託信託会社等本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。次条第四項において同じ。）
第三百十一条第四項及び第五項並びに第三百十二条第四項から第六項まで	株式会社	受託信託会社等

第五十九条を次のように改める。

（権利者集会等について準用する会社法の規定の読替え）

第五十九条　法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法第七百三十一条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「本店」とあるのは、「本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。第七百三十五条の二第二項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第六十条を削り、第六十条の二を第六十条とする。

第六十一条を次のように改める。

（種類権利者集会について準用する法の規定の読替え）

第六十一条　法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法第二百四十二条第五項及び第二百四十三条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
第二百四十三条第一項	総元本持分	当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計

第六十二条第三項を削る。

第六十三条第三項を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の表第五十五条の項を次のように改める。

第五十五条	第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項	投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十三条第一項
	設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員

第六十四条の表第八百四十七条第一項の項から第八百四十七条の四第一項の項までを削り、同表第八百四十九条第一項の項及び第八百四十九条第三項の項を次のように改める。

第八百四十九条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人

第六十四条の表第八百五十一条第一項の項を削り、同表第八百五十二条第三項の項を次のように改める。

第八百五十二条第三項	株主等	投資主
第八百四十九条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第三項	株式会社等	投資法人
	取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人	執行役員及び清算執行人